

郡山市立公民館運営審議会委員の選考基準

郡山市立公民館条例（昭和 40 年郡山市条例第 50 号）第 13 条で定める公民館運営審議会委員を次の基準により選考する。

- 1 条例第 13 条第 3 項に規定する 22 人以内の内訳については、次によるものとする。
 - (1) 学校教育の関係者
 - (2) 社会教育の関係者
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験のある者
 - (5) 公募の委員は 3 名以内とする。
ただし、公募による選考基準は、別に定める。

2 選考の方法

- (1) 学校教育の関係者については、市内小中学校、高等学校等に属する者の中から選考する。
- (2) 社会教育の関係者については、法人であると否とを問わず社会教育に関する事業を行っている者の中から選考する。
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者については、家庭教育活動実践者等の中から選考する。

3 その他

- (1) 多くの人材発掘に努め、他の協議会・審議会等委員を含め、考慮すること。
- (2) 専門的知識等を有する者を優先すること。
- (3) 積極的に、女性委員の登用を図ること。

附 則

- 1 この基準は、平成 25 年 6 月 1 日から施行し、同日以後に委嘱される委員に摘要される。
- 2 郡山市立公民館運営審議会委員の選考基準（平成 20 年 6 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成 26 年 6 月 1 日から施行し、同日以後に委嘱される委員に適用する。

附 則

この基準は、平成 28 年 3 月 1 日から施行し、平成 28 年 6 月 1 日以後に委嘱される委員に適用する。

附 則

この基準は、平成 30 年 3 月 1 日から施行し、平成 30 年 6 月 1 日以後に委嘱される委員に適用する。